

亙理町農地利用最適化推進委員 募集要項

(令和6年欠員補充)

1. 趣旨

農地利用最適化推進委員の辞職に伴い欠員が生じたため、農業委員会等に関する法律第19条第1項（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び亙理町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例平成29年亙理町条例21号。）第2条に基づき、亙理町農地利用最適化推進委員（以下「委員」という。）を募集いたします。

2. 募集人員

区域名	地区名	定員
荒浜地区	本郷、あぶくま、箱根田西、箱根田東、港町、鳥屋崎	1人

3. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用に最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 亙理町の職員
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 農業委員の主な業務

農業委員と連携し、地域の農業者等の話し合いを推進し、農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化の推進、遊休農地の発生防止・解消に向けた現場活動や農地パトロール及び違反転用の監視等を行います。

また、毎月開催される地区委員会と総会に出席し、審議される議案に対して、意見を述べることができます。

その他農業委員会が必要とする活動を行います。

5. 任期

委嘱の日（令和6年10月頃）から令和9年1月28日まで（残任期間）

6. 報酬（年額）

亙理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。
年額320,000円（日割計算）

7. 推薦及び応募に係る手続き

①所定の推薦書・応募書（様式第1号～様式第3号）に必要事項を記入の上、持参又は郵送により互理町農業委員会事務局へ提出してください。

また、推薦・応募等に係る提出書類は返却しませんので、ご了承ください。

②推薦・応募等に必要書類は、次の窓口に備えるほか、互理町ホームページからもダウンロードすることが出来ます。

ア、互理町役場 農業委員会事務局

イ、荒浜地区交流センター

8. 推薦及び応募の受付期間

令和6年7月1日（月）～令和6年7月30日（火） 必着

なお、受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

※持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日に提出することはできません。

※郵送する場合は、簡易書留を使用し7月30日必着で郵送してください。

9. 情報の公表

推薦者、被推薦者、応募者に関する情報（住所・生年月日は除く。）は推薦、募集期間の中間と終了時に互理町ホームページで公表します。

10. 選任

互理町農地利用最適化推進委員審査委員会において、被推薦者及び応募者の中から委員候補者を審査し、農業委員会が任命します。

11. その他

- (1) 追加の書類の提出を求める場合があります。
- (2) ご不明な点等は、書類の作成・提出前にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

互理町農業委員会事務局

〒989-2393 互理町字悠里1番地

電話番号 0223-34-0504